

入間川流域緊急治水対策プロジェクトに関する説明会 （（仮称）都幾川遊水地）の開催概要について

令和5年9月17日（日）高坂市民活動センターにおいて、入間川流域緊急治水対策プロジェクトの一環として進めている（仮称）都幾川遊水地に関する説明を、13時30分からと15時30分からの2回実施しました。合計92名の住民、地権者の方々に参加をいただきました。

当日は、入間川流域緊急治水対策プロジェクトの進捗状況のほか、遊水地事業への支援制度の拡充、内水シミュレーション結果、越辺川の二線堤の変遷と現在の役割、今後のスケジュール、用地取得の流れについて説明させていただきました。

説明の概要 （会場での主なご意見や質疑については3頁4頁に記載しています。）

入間川流域緊急治水対策プロジェクトの進捗状況

R5年8月末時点で都幾川の堤防整備は約3割の進捗状況。

（仮称）都幾川遊水地の整備については、堤脚水路の拡幅等による周囲堤の範囲を詳細検討しているところです。

遊水地事業への支援制度

国土交通省の災害復旧制度が拡充され、その採択要件等の詳細を説明。

具体的には、遊水地で洪水貯留を行った際、土砂等が遊水地内に堆積し、洪水調節機能や河川管理施設の機能に影響を及ぼす場合には、早期に遊水地の機能を復旧させるため、採択要件を満たし、かつ災害復旧制度の2重採択がされていない場合は、国土交通省の災害復旧事業として土砂、流木、塵芥の撤去に必要な費用を国土交通省が負担することができます。

内水シミュレーション結果

令和元年東日本台風の実績降雨をもちいた内水シミュレーションの結果を説明。

遊水地整備の減勢池、初期湛水地やポンプ整備等により、浸水戸数0戸にするとともに、遊水地周辺の浸水が深い範囲が縮小となりました。あわせて、さらなる内水対策として、今後、内水を貯める雨水貯留池の整備を、東松山市が国と一緒に進めていきます。

越辺川の二線堤の変遷と現在の役割

現在は、越辺川の堤防が一連でつながりましたので、計画を超える洪水が発生した際に現況の施設を最大限に活かし、洪水氾濫を抑制する二線堤という役割を担っています。

今後のスケジュール

地域のみなさまに遊水地事業に一定のご理解をいただけたものと考えております。今後、用地協議に進ませさせていただきます。設計中の箇所については、今後、説明会の開催を考えております。

用地取得について

減勢池・初期湛水地等として予定されている箇所より、順次用地協議を進めてまいります。

周囲堤及び地役権設定を行う箇所は、内水の詳細設計により買収範囲と地役権設定範囲が確定した箇所より、順次用地協議を進めます。

※説明会で配付した資料は、荒川上流河川事務所ホームページに掲載しています。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00891.html>



国土交通省 関東地方整備局

荒川上流河川事務所

お問い合わせ先

関東地方整備局荒川上流河川事務所 平日 9:15～17:15

（遊水地計画全般に関すること）流域治水課 TEL：049-246-6360

（用地・補償に関すること）用地課 TEL：049-246-6373

説明会の様子



説明会状況（13時30分から）



説明会状況（15時30分から）



買収確定範囲(黄色) ※説明会配付資料より抜粋

「説明会での主なご意見・質疑等について」

頂いた主なご意見と説明内容

支援制度や内水シミュレーション等に関するもの

- 遊水地に堆積した土砂等の撤去については、国が行うのか。
→ 堆積土砂等が1,000m³以上となった場合、採択要件を満たすため災害復旧を申請し費用を負担することができます。国の工事で撤去するか費用負担をするかについては、今後、調整していくことになります。
また、他機関と重複した災害申請とならないよう、関係機関と事前調整を行います。
- 遊水地に堆積した土砂等の撤去の採択要件について、基準を小さくできないか。1,000m³以下の場合はどうなるか。
→ 採択要件は、（仮称）都幾川遊水地だけではなく全国の遊水地に適用されます。
また、堆積土砂等が1,000m³以下であっても、遊水地機能に支障が生じる場合は、この災害復旧事業制度の利用が可能です。
- 遊水地に堆積した土砂等の撤去に関する予算はあるのか。
→ 災害復旧の制度のため、災害申請をする都度、災害申請を行い必要な費用を要求していくことになります。
- ポンプ周辺のごみ処理は、誰がやるのか。
→ 採択要件の撤去対象には、土砂以外に塵芥、ゴミも含まれます。
また、河川管理施設に溜まった塵芥等は災害復旧とは別に国で撤去します。
- 遊水地の満水はどんな場合か。越水することはないのか。
→ 令和元年東日本台風規模の洪水では、都幾川の洪水が（仮称）都幾川遊水地に流入し満水になる可能性があります。が、（仮称）都幾川遊水地からあふれることはないと考えています。
令和元年東日本台風規模の洪水が発生しても洪水が堤防を越えることがないように、都幾川の堤防整備、河道掘削、樹木伐採等の整備を進めています。
- 堤防は、どこで切れるかわからないと思う。
→ 入間川流域緊急治水対策プロジェクトとして、令和元年東日本台風規模の洪水が発生した場合でも、洪水の水位を下げるように、河道掘削、樹木伐採等の整備を進めています。
- 通常でも湧水が多く使えない南西側の沼地の土地は、ポンプの設置で変わるのか。
→ ポンプの設置で沼地の状況は変わりません。ポンプは、周囲堤に設置する樋管が閉まった時に内水を（仮称）都幾川遊水地内に取り込むためのものです。
- 遊水地が満杯になったら、ポンプは停止するのか。
→ （仮称）都幾川遊水地が満水となった場合は、ポンプは停止せざるを得ません。そのため、さらなる内水対策として、東松山市が国と協力して雨水貯留池を整備していきます。
なお、令和元年東日本台風規模の洪水が発生した場合でも、洪水時の水位を下げるように、河道掘削、樹木伐採等の整備を進めています。
- ポンプが止まった場合、遊水地の影響に伴う内水被害となるので、補償してもらえるのか。ポンプを止めた時の対応を検討してほしい。
→ 内水被害への補償はできませんが、さらなる内水対策として、東松山市が国と協力して雨水貯留池を整備していきます。なお、（仮称）都幾川遊水地に設置するポンプだけが止まるわけではなく、一般的に河川の水位が計画を越える水位となった場合は、他のポンプも止まることになります。

「説明会での主なご意見・質疑等について」

頂いた主なご意見と説明内容

支援制度や内水シミュレーション等に関するもの（続き）

- ・ 稲刈り時期の流入による被害の農作物の補償はどうか。
→ 現時点で、国土交通省が対応できる農作物への補償制度はございません。
- ・ 耕作者に対して補償がないと回答を以前もらっているが、検討してもらえないか。
→ 現行制度を確認しましたが、国土交通省として耕作者への減収の補償はありません。現行制度では河川管理者が補償する方法がないため、農業共済や収入保険などの制度についてお調べして情報提供させていただいております。
- ・ 耕作放棄地の活用や田んぼダムについても考えてほしい。
→ 荒川流域では、流域治水も進めています。今後、取組事例等を紹介させていただきます。
- ・ 初期湛水地の深さはどれくらいか。
→ 地下水の状況などをみて決めていきます。
- ・ 遊水地事業は令和6年度以降施工となっているが、いつ終わるのか。
→ できる限り早く遊水地が整備できるように進めていきます。

用地取得等に関するもの

- ・ 令和5年度は、どの程度買収する予定なのか。
→ 減勢池や初期湛水地など20頁の黄色の範囲のみ土地を所有している方から用地取得をお願いしたいと考えています。
- ・ 用地取得は、いつまでに終わらせる予定か。
→ （仮称）都幾川遊水地の規模や過去の経験などを考えると1年、2年での買収は難しいと考えますが、なるべく早く進めたいと考えています。
- ・ 耕作地が買収で半分になってしまうため営農が難しい。できれば全部買収してほしい。
→ 意見は伺いましたが、設計を行い必要な土地の範囲での買収となることをご承知ください。
- ・ 具体的に買収価格を示して欲しい。
→ 土地価格は、取引事例、公示地や不動産鑑定評価等を総合的に勘案して算定します。個々の土地により異なるため、個別に説明させていただきます。
- ・ 遊水地内の国の管理する土地が荒れると思われるが管理はどうするのか。
また、生えてきた樹木の伐採の基準があるのか。
→ （仮称）都幾川遊水地内において、施設機能に支障がないよう維持管理していきます。また、樹木について、伐採する高さは具体的に決まっていますが、大きくなりすぎる前に伐採していきます。
- ・ 黄色い部分は今年度と聞いたが、その他の周囲堤の部分はどうか。
→ 周囲堤の部分は、令和5年度に施設の設計を終えるため、令和6年度から用地協議に着手する予定となります。
- ・ 減勢池と周囲堤の部分に土地を持っている。
→ 個別に事情をお聞きしたうえで、個別に協議を進めさせていただきます。
- ・ 耕作はいつまでできるのか。
→ 契約する年度まで耕作可能ですが、当方の都合で工事工程に合わせて買収をお願いする場合があります。